

落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価の方法

（1）総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

（2）技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 200 点

価格評価点 100 点

（3）技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

事業内容及び実施方法 145 点

事業の効果 20 点

事業実施主体の適格性 35 点

（4）技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから 1 項目でも最低水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。

（5）技術評価点の評価は複数名の審査員により行う。

① 必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は 0 点とし技術提案書は不合格とする。

② 必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに 5 段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5 段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	—

※ 平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

③ 基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

(6) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝100 点×（1－入札価格×1.1／予定価格）

※ 算定の結果端数がある場合、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

3 開札について

(1) 開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 1 回目の開札で、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3 回を限度として、再度の入札を行う。

(3) 3 回までに決定しない場合は総合評価点が最も高い者で見積の協議を行う。